

面会に関する規定

第1条（目的）

本規定は、入院患者とその家族等との面会が、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上、並びに円滑な退院支援を図るため、適切な面会体制の整備及び運用を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
2. 面会は患者の心身の安定及び療養生活の質の向上に資する重要な機会として尊重する。
3. 面会に関する情報は、患者及び家族に分かりやすく周知し、掲示する。
4. 面会制限が必要な場合であっても、必要以上に厳格なものとならないように配慮する。

第3条（面会時間）

原則：日曜日、祝日を除く、14時から16時の間

但し、患者の状態や家族の状況により病院が時間外面会を認める場合がある。

第4条（面会人数）

1. 面会者は、同居家族又は親、子、兄弟姉妹。当該入院患者の担当医師が相当と認める者とする。
2. 1日1家族2名まで、未就学児の面会は認めない。

第5条（面会受付）

1. 面会者は1階面会受付で体温測定し「入館受付票」を記入して入館受付箱に投函後、事前に配布している「面会許可証」を携帯する。

第6条（面会時の留意事項）

1. 面会者は面会前後の手指衛生を徹底し、マスクの着用を含む咳エチケットを励行する。
2. 発熱（37.5度以上）やかぜ症状のある方の面会は控える。
3. 診療（診察・リハビリ・処置・検査等）を優先する。
4. 院内で感染症が流行した際は面会制限または禁止とする場合がある。

第7条（規定の見直しと周知）

本規定は、病院運営や社会情勢等を踏まえ、定期的に内容の見直しを行う。

最新の面会規定については、病棟内及び病院ウェブサイトに掲示し、患者及び家族へ周知する。

附則

本規定は2026年6月1日より施行する。

2026年6月1日作成
平成まほろば病院 病院長